外 (--) 平 成三十一年 四 月二十五日

号

規

則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

- - ×

入 同

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

目

次

規

則

岐阜県規則第六十四号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。 別表商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く。)の項中「三四〇人」を「三三九

人」に改め、同表中

計

Ę

시를

を

₹ 시를 굿 に改め、同表合計の項

計

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。 附 中

「四、〇五四人」を「四、〇五三人」に改める。

平成三十一年四月二十五日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県知事 古 田

肇

発行 ( 休日に当たる )

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

平成三十一年四月二十五日

号

2 ) (

岐阜県規則第六十五号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

「産業技術総合センター」 に改め、「、情報技術研究所」を削る 第九条第二項の表産業技術課の項第九号中「工業技術研究所、産業技術センター」を

第二十六条第一項の表産業技術課の部を削る。

四の項とし、七の項から十二の項までを二項ずつ繰り上げる。 ンター」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削り、六の項を 第五十四条第二項の表二の項中「岐阜県工業技術研究所」を「岐阜県産業技術総合セ

同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。 機等」に改め、同項第八号中「技術」の下に「及び情報システム技術」を加え、同号を 第五十五条第一項の表二の項中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」 に改 同項第一号中「及び航空機等」を「、化学、プラスチック、繊維及び紙並びに航空

報

8 情報システム技術に関する研究開発に関すること。

情報システム技術に関する指導並びに情報の収集及び解析に関すること。

情報システム技術に関する技術者研修その他の人材の育成に関すること。

項とし、同表中五の項を削り、六の項を四の項とし、七の項から十二の項までを二項ず つ繰り上げる。 機関の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同表三の 第五十五条第一項の表三の項を削り、同表四の項第一号中「(他の工業関係試験研究

岐

第五十六条第一項を次のように改める。

課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係を置く。 保健環境研究所、 産業技術総合センター、農業技術センター及び畜産研究所に総務

削り、同条第三項中「試験研究機関に」を「試験研究機関(産業技術総合センターを除 の一項を加える く。) に」に改め、同項の表中二の項及び三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項 を削り、六の項を三の項とし、七の項から十二の項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次 **・産業技術センター等」を「食品科学研究所等」に改め、「並びに情報技術研究所」を** 第五十六条第二項中「産業技術センター、食品科学研究所」を「食品科学研究所」に、

> させるため、当該部門にそれぞれ同表の下欄に掲げる部を置く 産業技術総合センターに次の表の上欄に掲げる部門を置き、 当該部門の事務を分掌

5

部門	部
技術連携部門	産学連携部、技術支援部
地域産業部門	機械部、金属部、化学部、繊維・紙業部
次世代産業部門	次世代技術部、情報技術部

を「食品科学研究所等」に改め、同条第三項を削る。 第五十七条第一項の表企画調整課の項を削り、同条第二項中「産業技術センター等」

第百五十七条第一項の表二の項中「産業技術センター」を「産業技術総合センター」

第百六十条の表六の項中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」 に改め

に改める。

「副所長」の下に「二人」を加える。

第百七十条第一項中「試験研究機関の」の下に「部門に部門長を、」を加え、同条第

|項中「規定する」の下に「部門長及び」を加える。

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜市薮田南二丁目一番一 <u>-</u> 号

発 発 行 行 所者

岐 岐 庁

社